

## 事故救済制度における認知症の診断のしくみについての再検討事項

<第3回専門部会での合意事項> →参照：参考資料1、資料6

- 第1段階の認知機能検査と第2段階の精密検査を行う。
- 第1段階の認知機能検査では、個別実施の認知機能検診を医療機関で行う。

<検討事項> →参照：資料6

(1) 第1段階の認知機能検査

○個別実施の認知機能検診

- ・検診医療機関リストの事前登録方法  
兵庫県医師会のリストを活用して、  
医師会員に、公開してよいかも含めて登録希望アンケートを  
行うでよいか。 →参照：参考資料2
- ・検査ツール（MMSE, HDS-R, DASC等）の検討 →参照：参考資料3  
それぞれの医療機関がやりやすいものでよいか。1種類にするか。
- ・日常生活動作を評価するツールや問診は必要か。（DASCを問診に等）
- ・検診結果票の検討 →参照：参考資料4
- ・検診受診率アップの仕掛けの検討

(2) 第2段階の精密検査（保険診療）

○診断フォーマットの検討

- ・必須項目の検討  
形態画像（頭部CTあるいは頭部MRI）  
神経心理検査（MMSEなど）  
日常生活動作を評価するツールは必要か。（DASCなど）
- ・診断結果票の検討 →参照：参考資料5、6、7、8  
診断の記載について

○登録医療機関リストの作成方法

- ・診断フォーマットを用いて臨床確定診断が行える医師を  
兵庫県医師会のリストを活用して募集する方針でよいか。  
→参照：参考資料2

### (3) その他の事項

○救済制度施行前に「認知症」と診断を受けている人は、事後に医師の診断書提出とする。

○救済制度施行後の事後診断の場合は、認知症疾患医療センター等に依頼して、精密検査とする。

○若年発症や指定難病の認知症と診断されている場合、事故救済制度の対象とする方針とする。

#### <今後の検討課題>

○早期診断後の相談窓口、支援体制の検討

○受診困難な場合等への対応体制の検討

- ・認知症初期集中支援チームへの相談体制を充実
- ・独居、受診拒否の方への対応

○認知症サポート医のネットワークづくり

○事故救済制度の周知と認知症の正しい理解の啓発活動の方法を検討

○診断結果の神戸市による情報管理

○スケジュール

H30年4月 認知症の人にやさしいまちづくり条例施行

H30年4月下旬 条例に基づく推進委員会開催予定（当部会の報告）

今後、当部会は条例上の部会として設置され、適宜開催予定